

第2次戸田市景観計画（素案）の概要

変更後の目次	変更後の概要
第1章 景観計画の概要（P. 1）	
1 景観計画策定の目的（P. 1）	本市が先進的な取組を行ってきた経過、第2次計画策定の目的を追記しました。
2 景観計画改定の主な内容（P. 2）	主な改定内容3つを記載しました。
3 景観計画の位置づけ及び構成（P. 4）	上位計画や関連計画との整合のため、位置づけを修正し、計画の全体像を冒頭で明らかにするため、構成を追加します。
4 景観計画の期間（P. 6）	社会情勢等の変化に適切に対応するため、計画期間を追加します。
第2章 景観特性及び景観形成の課題（P. 7）	
1 景観のとらえ方（P. 7）	節を移動し、時点修正を行いました。
2 景観特性（P. 11）	既存の項目を再編するとともに、第4章から地域別の景観特性を移行し、時点修正を行いました。景観要素としての、点・面・軸を意識した記載としました。
3 景観形成の課題（P. 37）	時点修正を行いました。
第3章 景観計画の区域（P. 38）	
1 景観計画区域（P. 38）	—
2 都市景観条例に基づく指定地区との関係（P. 38）	説明を拡充し、時点修正（指定状況の追加）を行いました。
第4章 景観形成の目標・方針（P. 39）	
1 景観形成の目標（P. 39）	改定に当たり、現行の目標を継承しながら発展的に目標を変更しました。
2 景観形成の骨格（P. 40）	戸田市都市マスタープランとの整合を図るとともに、景観構造を意識したものへと修正を行いました。
3 景観形成方針（P. 42）	別節であった地域別景観形成方針及び建築物等のデザインの基本的考え方を統合し、戸田市都市マスタープランとの整合を図りました。また、地域別景観形成方針の中から地域別の景観特性を第2章へ移行し、建築物等のデザインの基本的考え方について土地利用方針を踏まえ、敷地単位での視点から周辺への調和を図るものへと変更しました。

第5章 大規模建築物等の景観形成 (P. 73)	
1 事前協議と届出対象行為 (P. 73)	事前協議対象行為と届出対象行為を記載しました。
2 事前協議と届出等の手続 (P. 74)	事前協議の手續を位置づけました。
3 景観形成基準 (P. 75)	施設の用途毎（3つ）から、土地利用方針の区分を踏まえた景観形成基準（5つ）、きめ細かなものへと変更しました。周辺への調和や緑化について拡充しました。

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定等 (P. 86)	
1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針 (P. 86)	—
2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手續 (P. 86)	—
3 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・管理及び活用 (P. 87)	—
4 景観重要樹木の指定 (P. 87)	時点修正（指定状況）を行いました。

第7章 屋外広告物の景観形成 (P. 90)	
1 屋外広告物の景観形成の基本方針 (P. 90)	時点修正（屋外広告物条例等）を行いました。

第8章 公共施設等の景観形成 (P. 91)	
1 公共施設等のデザインの基本的考え方 (P. 91)	時点修正（緑化について）を行いました。
2 公共施設等の整備に関する協議・調整 (P. 92)	公共施設等の整備に関する手續の流れを追記しました。
3 景観重要公共施設の指定方針 (P. 93)	—
4 景観重要公共施設の整備に関する事項 (P. 94)	—

第9章 景観形成の推進 (P. 95)	
1 景観形成の推進方策 (P. 95)	景観形成方針と整合を図りました。
2 景観形成の推進体制 (P. 100)	時点修正を行いました。
3 景観計画の進行管理及び見直し (P. 100)	項目を追加しました。

景観形成推進計画	適宜、景観計画各章に統合しました。
----------	-------------------

第2次戸田市景観計画策定のこれまでの経過と今後の予定

